審　査　基　準

令和６年１２月１２日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法施行規則
根　拠　条　項：第５５条第２項において準用する第４５条
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○　風俗営業等適正化法施行規則 第５５条第２項において準用する第４５条
審　査　基　準： 判断の基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：１４日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問　合　せ　先：同　　上
備　　考：